

2020年2月27日

加藤 勝信 厚生労働大臣 殿

全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇

新型コロナウイルス感染への対応に伴う 診療報酬改定実施日の延期を求める緊急要請書

日頃は国民医療の発展にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

全国保険医団体連合会は、全国の医師・歯科医師 10万7千人で構成する保険医の団体で、患者、国民が安心して医療を受けられ、医療経営が安定して行われることの実現を求めて活動しています。

さて、新型コロナウイルス感染が市中感染として避けられないことが政府から明示され、基本方針が示された中で、私たち保険医は「診療継続計画」を立てて感染患者への医療提供体制をとる必要があります。

そのような中で診療報酬改定実施が迫っていますが、この間の改定では医療機関への改定内容の周知が不十分なまま、4月から新点数が適用され、それ以降に膨大な疑義解釈で算定方法の取扱いや修正が示されることが頻発し、医療現場は混乱しておりました。

本年4月1日実施予定の診療報酬改定についても同様のことが予想されるなか、3月5日に予定されていた令和2年度診療報酬改定説明会（技官会議）開催の中止や、地方厚生局が主催する集団指導も全国的に開催中止となっています。また私たち全国保険医団体連合会や都道府県協会・医会の説明会も開催ができない可能性があります。このような状況下では、例年以上に周知徹底が不十分となることは明らかです。あわせて、歯科医療機関において、「か強診」「歯援診」については、経過措置として2020年4月1日までの再届出が必要となっています。届出要件にある研修会の中止・延期等により届出ができない状況も生じかねません。

この状況が沈静化し、医療機関が落ち着いて改定実施に望めるまでの相当期間の改定実施の延期を行うべきです。

従って下記のとおり要請致します。

記

- 一、令和2年度診療報酬改定実施日（適用日）について、相当期間の延期を求めます。
- 一、金パラ価格の異常な高騰状況にかんがみ、歯科用貴金属材料価格改定については、金パラ逆ザヤ早期解消のため実施すること。